

## 令和2年度教育・保育施設の「利用定員」について

### 1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第31条第2項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

### 2 令和2年4月1日の教育・保育施設等の利用定員増加施設（予定）

#### (1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所	ホザナ保育園	45		45	
認定 こども園	大久保てっぺんこども園	120	15	66	39
小規模	ニキッズおおくぼきた保育園	18			18
	錦が丘小規模園	18			18
	明石の西ちいさなほいくえん	18			18
	ちゃいるどるーむ天文	19			19
	ニキッズおおくぼきたⅡ保育園	19			19
	すえひろ保育園	19			19
	星鈴大久保駅前保育園	15			15
	小久保保育園	19			19
計		310	15	111	184

(2) 認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
認定 こども園	太寺こども園	60	15	25	20
	和坂こども園	15	15		
	ゆりのき COCORO	15	15		
	明石あすのこども園	10	10		
計		100	55	25	20
合計		410	70	136	204

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など(幼稚園、保育所、認定こども園等)が決まります。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

(「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。)